

## 会計情報

### 新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第1回

#### 「新」企業会計準則の改訂に関する状況

##### 1. 概要

既報トーマツ チャイナ ニュース Vol.121号(2012年12月)での解説のとおり、中国の会計基準設定主体である財政部は、2012年において、相次いで8つの「新」企業会計準則の具体準則改訂版の公開草案、あるいは新たな具体準則の公開草案を公表し、意見募集を行ってきました。当該改訂に際しての意見募集期限は2012年末から2013年2月にかけての期間であり、意見募集終了後、財政部内部、あるいは関連部門との協議が継続しているとみられ、準則改訂の確定が待たれていました。

これに関して、まず、2014年1月に、先に公開草案が公表された3つの改訂準則が、改訂「企業会計準則第9号—従業員報酬」(财会[2014]8号)、改訂「企業会計準則第30号—財務諸表の表示」(财会[2014]7号)、新たな「企業会計準則第39号—公正価値測定」(财会[2014]6号)として正式に公表されました。続いて2月になり、改訂「企業会計準則第33号—連結財務諸表」(财会[2014]10号)、新たな「企業会計準則第40号—共同支配の取決め」(财会[2014]11号)の2つの準則が正式に公表されました。

企業会計準則(改訂確定)	対応する国際財務報告基準(IFRS)
企業会計準則第9号—従業員報酬	IAS第19号—従業員給付
企業会計準則第30号—財務諸表の表示	IAS第1号—財務諸表の表示
企業会計準則第33号—連結財務諸表	IFRS第10号—連結財務諸表
企業会計準則第39号—公正価値測定	IFRS第13号—公正価値測定
企業会計準則第40号—共同支配の取決め	IFRS第11号—共同支配の取決め

なお、2014年2月20日現在、下記の公開草案については、未だ改訂の確定が公表されていません。

企業会計準則(公開草案-未確定)	対応する国際財務報告基準(IFRS)
企業会計準則第2号—長期持分投資	IAS第27号—個別財務諸表 IAS第28号—関連会社及び共同支配企業に対する投資
企業会計準則第37号—金融商品の表示	IAS第32号—金融商品:表示 IFRS第7号—金融商品:開示
企業会計準則第xx号—他の企業への関与の開示	IFRS第12号—他の企業への関与の開示

## 2. 背景

本改訂の主な背景としては、2006年に公表された「新」企業会計準則(以下「新準則」)は当時の国際財務報告基準(以下「IFRS」)とコンバージェンスが図られた内容となっていました。新準則の公表から8年が経過する一方で、IFRSにも毎年のように改訂が加えられ、また2011年に比較的広範囲にわたる改訂が行われたため、改めてコンバージェンスを図ることを目的として新準則の改訂が検討されました。

中国では会計基準の設定・改訂については、欧州や日本のようにプライベート・セクターとしての会計基準設定機構に委ねるのではなく、パブリックセクターである財政部会計司に委ねており、制定された会計基準は財政部からの規則・通達として性格があり、それ自体に公的強制力を有する一方で、従来から、準則改訂に弾力性が欠け、経済環境にタイムリーに対応できないことが指摘されてきました。

その一方で、2007年に中国証券市場の上場企業に新準則が適用されて以降、新準則とIFRSとの同等性を維持することは、中国企業の国際的な経済活動を支える上で不可欠であると考えられてきました。したがって、財政部では、企業会計準則本文の改訂に代えて、これに準ずる通達として「企業会計準則解釈」や出版物である「企業会計準則講解」(財政部会計司編写組 人民出版社)といったガイダンスの公表によって新たなIFRSの改訂基準にキャッチアップし、その指針を公表してきました。

ここに来ての新準則本文の改訂は、2010年に財政部から公表された「中国企業会計準則と国際財務報告基準の同等性を維持するためのロードマップ」<sup>1</sup>の指針にしたがったもので、改訂の目的としては、IFRSへの同等性維持をより明確なものとするにあると考えられます。

## 3. 注目点

### (1) 「連結財務諸表の作成免除規定」の不採用

今回の新準則の改訂に際して、中国に所在する日系企業の中でもっとも関心が高かったものに、「連結財務諸表の作成免除規定が導入されるかどうか」という点がありました。これについて、当初公表された改訂新準則第33号「連結財務諸表」(公開草案)においては、非上場企業等に適用できる連結財務諸表の作成免除規定が新たに導入されていました(公開草案第4条)。しかしながら、今回正式に公表された改訂第33号においては、当該「連結財務諸表の作成免除規定」は採用されず、従来どおり、子会社を有する会社は連結財務諸表を作成しなければならないこととなります。当該免除規定が採用されなかった背景としては、新準則とIFRSとの同等性が重視された結果と推察されます。

### (2) 適用開始時期について

今回、改訂が確定した新準則第9号「従業員報酬」、第30号「財務諸表の表示」、第33号「連結財務諸表」、第39号「公正価値測定」、第40号「共同支配の取決め」については、施行はいずれも2014年7月1日からであり、中国国外に上場している企業(香港上場企業等を含む)は早期適用することを奨励

<sup>1</sup> 「中国企業会計準則と国際財務報告基準の同等性を維持するためのロードマップ」(財政部 財会[2010]10号)。

する、とされています。したがって、中国に在する日系企業のうち既に新準則を適用している企業にとっては、2014年12月期法定決算からの適用になります。

### (3) 今後の改訂作業

現在、中国財政部においては、まだ確定していない残りの公開草案についての改訂作業を急いでいるとの情報があります。

今回の大幅改訂の対象であった準則のうち、第2号「長期持分投資」、第33号「連結財務諸表」、新第40号「共同支配の取り決め」、第XX号「他の企業への関与の開示」の改訂については、IFRSにおけるIAS第27号、IAS第28号、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号の改訂(以下「改訂IFRS第10号等」)に対応するものとされています。IFRSでは、当該改訂IFRS第10号等の5つの基準は、2013年1月1日以後に開始する事業年度から同時適用されたことから、当初、中国新準則もIFRSと歩調を合わせて2013年法定決算に間に合うように改訂が進むのではないかと予想されていましたが、結果として改訂作業が遅れていました。

当初、中国当局が改訂新準則の施行時期をIFRSと歩調を合わせたかった理由として、香港証券市場と中国国内証券市場の双方に上場している中国企業における会計処理に混乱が生じることを回避するためとされていましたが、現時点で全ての関連する準則の改訂が確定していないことから、改訂中国新準則の適用は原則として2014年度になると考えられます。しかしながら、その一方で施行時期について「中国国外に上場している企業(香港上場企業等を含む)は早期適用することを奨励する」と含みを残していることから、中国国外上場企業の2013年度の決算発表に間に合うよう、残りの公開草案も早い時期での確定・公表されることも想定されます。

以上、今回は、中国新準則の改訂状況の最新情報をお伝えしましたが、次回以降は、具体的な改訂の内容についての説明を行っていききたいと思います。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,300名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited